

令和 4 年 3 月 8 日

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A
の改正について

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」を公表後において、事業者の方々から寄せられている質問等に基づき免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を追加等（下記参照）しましたので公表します。

記

<改正箇所>

○【別紙 1】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A

Q 7 における免税事業者やその取引先の対応に関する考え方として、「6 登録事業者となるような懲憑等」の追加等を行った。また、簡易課税制度に関する記述の追加等を行った。

○【別紙 2】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A
(概要)

上記「6 登録事業者となるような懲憑等」の追加等に伴う修正を行った。

○(参考) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

上記「6 登録事業者となるような懲憑等」の追加等に伴い、【事例 3】の追加を行った。